

徳島県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年四月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

飯尾川堰土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	渡邊増之	渡邊増之	徳島市不動西町一丁目四六一
同	朝田三郎	朝田三郎	国府町芝原字神楽免七二一一二
同	前川久	前川久	字寺地二二
同	七條和之	七條和之	東黒田字桜ノ本八七
同	岸本泰治	岸本泰治	府中六 四七
同	久次米孝司	久次米孝司	不動北町一丁目九
同	大寺信和		不動北町二丁目二六一
同	久米裕	久米裕	不動西町三丁目八一
同	井原一成	井原一成	不動西町四丁目三一九一
同	大原章弘	大原章弘	不動東町四丁目六八一
同	仲野真史	仲野真史	不動東町五丁目七一
同	長尾茂雄	長尾茂雄	国府町井戸字左ケ池二二
同	松内豊次		花園四八七
同	出口義昭		川原田二八二
同	宮本晃	宮本晃	芝原字宮ノ本二三
同	赤川勉	赤川勉	字橋本一五
同		大寺義浩	不動北町二丁目二四三三
同		盛隆司	国府町花園二六
同		本田泰広	川原田三一
監事	近藤昭文	近藤昭文	西黒田字東傍示九三一
同	橋本勝	橋本勝	東黒田字榎島九三
同	桂慎一		花園三四三
同		簀手良知	五四五
同		小林文昭	西黒田字南傍示二二八四